

東京都造林補助事業森林作業道改良及び復旧実施基準

平成26年4月1日付26産労農森第291号
一部改正 令和5年4月1日付5産労農森第45号

1 趣旨

森林作業道改良及び復旧の実施については、東京都造林補助事業実施要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1201号）、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和5年3月30日付4産労農森第1202号）、東京都造林補助事業実施要領（令和5年3月30日付4産労農森第1203号）及び東京都森林作業道作設指針（平成23年4月1日付23産労農森第814号、以下「指針」という。）によるほか、本実施基準によるものとする。

2 森林作業道改良の採択基準

森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- (1) 原則として、要領に定める森林作業道整備において開設した森林作業道であること。
- (2) 今後、間伐等を行う予定の森林において継続的に使用される森林作業道であること。
- (3) 開設の翌年度の初日から起算して3年以上経過した森林作業道の改良であること。
- (4) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
- (5) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）が20万円以上であること。
- (6) 改良の内容については、指針に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置とし、維持管理に係るものではないこと。

3 森林作業道復旧の採択基準

森林作業道の復旧については、次に掲げるすべての要件に該当すること。

- (1) 指針に則る作業道であること。
- (2) 今後、間伐等を行う予定の森林において継続的に使用される森林作業道であること。
- (3) 暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害（降雨による被害にあっては、最大24時間雨量が80ミリメートル以上である場合に生じた被害をいう。暴風による被害にあっては、最大風速が15メートル以上であった場合に生じた被害をいう。）を受け、通行不能となった森林作業道の復旧であること。
- (4) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）が20万円以上であること。
- (5) 復旧の内容については、指針に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置とし、維持管理に係るものではないこと。

附則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。